

(総則)

第1条 相模原市（以下「売払人」という。）と●●●●（以下「買受人」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、売払人が回収した小型家電の引渡しに関し、次のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第2条 売払人は、小型家電リサイクル法に基づいて回収した小型家電（以下「契約物件」という。）を本契約及び別紙「使用済小型電子機器類引渡仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに買受人に引渡し、買受人はこれを引取り、小型家電リサイクル法に基づき再資源化するものとする。

(引渡金額)

第3条 本契約に係る引渡金額は、各月の初日から末日までに確定した引渡重量に本契約書に定める区分ごとの単価を乗じて得た金額とする。

ただし、算出した金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(報告書の提出)

第4条 買受人は、売払人に対して、翌月の5営業日までに仕様書に定める報告書類を提出しなければならない。

2 売払人は、買受人が提出した報告書類を受け取った後、速やかに検収するものとする。

(引渡金額の納入)

第5条 前条の報告を受けた売払人は、当該報告が適正であると認めた場合、第3条の規定により算出した引渡金額に係る納入期日を付した納入通知書を発行し、買受人に送付するものとする。

2 買受人は、売払人が発行する納入通知書に基づき、翌月末日までに相模原市指定金融機関において引渡金額を支払うものとする。ただし、納入期日が土曜日、日曜日、休日に当たるときは、翌日とする。

(契約の保証)

第6条 買受人は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を売払人に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は売払人が
確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本契約書に定める単価に契約期間中の予定数量を乗じて積算した金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、買受人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項にかかわらず、相模原市契約規則第34条第3号に該当するときは、売払人は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(延滞金)

第7条 買受人は、指定期日までに引渡金を払わないときは、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和39年相模原市条例第36号）第3条の規定により、延滞金を支払わなければならない。

(契約物件の所有権等)

第8条 売払人が買受人に引渡す契約物件の所有権は、売払人が引渡場所において買受人に引渡したとき、売払人から買受人に移るものとする。

- 2 契約物件の引取りに当たっては、仕様書に定めるもののほか、売払人と協議のうえ、行うものとする。

(履行の委任及び債権の譲渡禁止)

第9条 買受人は、売払人の許可を受けた場合を除くほか、この契約に基づく債務の履行の委任及び債権の譲渡をしてはならない。

(秘密の保持)

第10条 買受人は、本契約における業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(賠償責任)

第11条 買受人は、本契約の履行に当たって、買受人の責に帰する事由により、売払人又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(履行遅滞)

第12条 買受人は、契約期間内に引取業務を完了することができない場合は、事前に売払人に報告するとともに、その対応策を提示しなければならない。

- 2 売払人は、前項の報告を受けたときは、期限後に完了する見込みがあると認められる場合において、引取期限を変更し完了後違約金を徴収する。ただし、買受人の責に帰すべき理由によらないときは、この限りでない。
- 3 前項の違約金は、引取期限後に完了した数量に契約単価を乗じた金額につき、業務の延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条

第1項に規定する政府契約遅延に対する遅延利息の率を乗じて算出した額とする。

(売払人の契約解除権)

第13条 売払人は買受人が、次の1号に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。また、次の2号から4号までのいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくして、売払人の指定する日に契約物件の引取りをしないとき、又は引取る見込みがないと見込まれるとき。
 - (2) 買受人が本契約に違反したとき。
 - (3) 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第28条第1項の規定に違反する行為をした者から資源物の買取りを行ったとき。
 - (4) 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を取り消されたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、売払人が損害を受けたときは、買受人はその損害を賠償しなければならない。
- 3 損害賠償額は売払人買受人協議のうえ、定めるものとする。

(暴力団等排除に係る売払人の解除権)

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害が生じても、売払人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 買受人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 買受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 買受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 買受人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は買受人の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、買受人は、本契約書に定める単価に契約期間中の予定数量を乗じて積算した金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第6条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、売払人は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 買受人は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく売払人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 買受人は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、売払人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 買受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 買受人は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、売払人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(環境への配慮)

第16条 買受人は、次に掲げる事項について遵守に努めるものとする。

(1) 「相模原市環境方針」の趣旨を理解し、業務を行うこと。

(2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 車両使用時には、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施並びに引き取った契約物件の再資源化及び廃棄物の処理においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関係法令等を遵守し、適正に処理すること。

(疑義等の解決)

第17条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について、疑義が生じたときは、売払人買受人協議により定める。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組み目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。